

令和6年度 長崎県免許法認定講習実施要項

1 目 的

教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、現職教育職員に小学校・中学校・高等学校・幼稚園教諭一種免許状、養護教諭一種免許状、特別支援学校教諭及び栄養教諭一種・二種免許状を取得するために必要な単位を修得させるとともに現職教員の資質の向上を図る。

2 名 称 令和6年度長崎県免許法認定講習

3 主 催 長崎県教育委員会

4 期 日 前 期 令和6年8月1日（木）～8月2日（金）
後 期 令和6年8月21日（水）～8月23日（金）

5 会 場 《前期》インターネットを受信できる場所（職場もしくは自宅など）

《後期》インターネットを受信できる場所（職場もしくは自宅など）
※車内等での受講はお控えください。

6 受講対象者

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園の教諭及び養護教諭等で二種免許状を所有し、一種免許状取得に必要な単位を修得しようとする者
※本講習で修得した単位は、保育士の勤務年数等による幼稚園免許取得の特例制度の単位としては使用できません。
- (2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教諭等で教員普通免許状を所有し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を希望する者
- (3) 高等学校に勤務している実習助手
- (4) 小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に勤務する学校栄養職員（栄養士）で、栄養教諭免許状取得に必要な単位を修得しようとする者

7 開設科目等 詳細は【別紙1】「令和6年度長崎県免許法認定講習開設科目一覧」のとおり

※文科省認定申請予定

開設科目 No.	開 設 科 目 名
1	教育の制度と経営
2	特別活動の理論と実践
3	特別支援教育の基礎理論
4	聴覚障害の心理・生理・病理
5	視覚障害者の心理・生理・病理
6	発達障害、重複障害の心理・生理・病理と指導法
7	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
8	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）
9	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 食に関する指導の方法に関する事項
10	知的障害の心理・生理・病理と指導法
11	病弱児教育総論

※今年度は「養護に関する科目」については実施しません。

8 講習時間

【前期】 【会場】 インターネットを受信できる場所(職場もしくは自宅など)

開設科目名：No. 1、2、3、4、5、6

日程	9:00～9:20	第1時限 9:20～10:50	休憩	第2時限 11:00～12:30	昼食	第3時限 13:30～15:00	休憩	第4時限 15:10～16:40
8/1	諸連絡	講義		講義		講義		講義
8/2		講義		講義		講義		講義・試験

【後期】 【会場】 インターネットを受信できる場所(職場もしくは自宅など)

開設科目名：No. 8、9、10、11

日程	9:00～9:20	第1時限 9:20～10:50	休憩	第2時限 11:00～12:30	昼食	第3時限 13:30～15:00	休憩	第4時限 15:10～16:40
8/22	諸連絡	講義		講義		講義		講義
8/23		講義		講義		講義		講義・試験

開設科目名：No. 7

日程	9:00～9:20	第1時限 9:20～10:50	休憩	第2時限 11:00～12:30	昼食	第3時限 13:30～15:00	休憩	第4時限 15:10～16:40
8/21	諸連絡	講義		講義		講義		講義
8/22				講義		講義		講義

9 単位の認定

各科目とも当該単位の課程として定められた授業時数の5分の4以上に出席した者に対し、筆記試験あるいはレポートによって各講師が判定し、合格した者を認定する。

10 費用

受講料は徴収しない。ただし、資料代その他必要な経費は受講者の負担とする。

11 サービスの対応

職専免とする。

12 受講申込み及び受講者の決定

- (1) 別添のとおりWEBより受講申込みを行うこと。
- (2) 受講者については、申し込みの先着順により可否を決定する。
※受講申込者が多数の場合は県内の受講希望者を優先します。

(3) 申込締め切り

申込開始日 令和6年6月13日(木) 9:00

申込締切日 令和6年7月4日(木) 17:00

(5) 県教育委員会は申し込みを受け付けた後、受講希望者の状況等により受講者を決定する。

13 準備品

開設科目 No.	開設科目名	準備品、その他
1	教育の制度と経営	筆記用具
2	特別活動の理論と実践	筆記用具
3	特別支援教育の基礎理論	筆記用具
4	聴覚障害の心理・生理・病理	○筆記用具 ○受講日までに各自で受講する端末(スマートフォン等)に講座内で使用する「UD トーク」アプリをダウンロードする ※インストール方法等についての問い合わせは受け付けません。
5	視覚障害者の心理、生理及び病理	筆記用具
6	発達障害、重複障害の心理・生理・病理と指導法	筆記用具
7	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	筆記用具
8	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	筆記用具
9	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 食に関する指導の方法に関する事項	筆記用具、 食に関する指導の手引—第二次改訂版—(お持ちであれば)
10	知的障害の心理・生理・病理と指導法	筆記用具
11	病弱児教育総論	筆記用具

※テキスト等は、事前に各自でご準備ください。

14 その他注意事項

- (1) 受講当日までに、「単位修得証明書返送用封筒(【別紙2】参照)」を郵送する。
(宛先:長崎県教育庁 働きがい推進室)
- (2) 受講できなくなったときは、(別紙様式2)を講習開始5日前までに所属長を通じて長崎県教育庁 働きがい推進室に郵送すること。
- (3) 講師の急病等により講習を中止する場合は、本室HPへの掲載及びメール等(県内の公立学校に勤務している者)で通知する。中止となった場合、補講を行わないこともある。
※中止となった場合のお知らせは働きがい推進室HPにて、当日AM6:00までに掲載します。
- (4) オンライン開催についての注意事項は別紙3を必ずご確認ください。(こちらで回答できない内容等があります。)
- (5) 「令和6年度 長崎県免許法認定講習実施要項」について、HPに掲載しますので各自ご確認をお願いいたします。

【検索方法】

※「長崎県教育委員会」で検索 → 働きがい推進室 → 教員免許に関すること → 免許法認定講習

15 問い合わせ先

長崎県教育庁働きがい推進室:土屋・原

TEL 095-894-3331(ダイヤルイン)